

小浜市グリーン購入調達計画

令和5年4月1日

1. 重点品目

令和5年度における重点品目、判断基準、調達目標、配慮事項は、別表のとおりとする。

【重点品目】重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類

【判断基準】重点品目に該当する環境物品等における選択のための基準

【調達目標】重点品目の年間調達目標

【配慮事項】判断基準とはしないが、調達に当たって配慮することが望ましい事項

2. 重点品目の調達

(1) 重点品目を調達する場合、判断基準を満たす環境物品等を選択する。その際には、梱包の簡素化等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努める。

また、配慮事項にも留意するなど、より環境負荷の少ない物品等の選択に努める。

(2) 経費が著しく割高となる場合や、使用機器・使用条件等にあった環境物品等の調達が困難な場合は、判断基準に適合しない物品等を調達しても差し支えないが、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努める。

3. 重点品目以外の調達

(1) 重点品目以外の物品等を調達する場合であっても、できる限り環境負荷の少ない物品等の選択に努める。その際には、梱包の簡素化等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努める。

(2) 「エコマーク」等の環境ラベル製品またはこれと同等のものがある場合は、優先して選択する。

4. 調達実績の記録

(1) 重点品目（公共工事を除く。）については、毎月の調達実績を、翌15日までに、調達記録表に記録し、企画部営繕管財課まで報告する。

(2) 重点品目の公共工事については、上半期分は10月15日までに、下半期分は翌年度の4月15日までに、調達記録表に記録し、企画部営繕管財課まで報告する。